

**第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務に係る  
公募型プロポーザル説明書**

**1 プロポーザル実施の目的**

本業務は、「第37回全国都市緑化ひろしまフェア実施計画」に基づき、具体的な観客誘致・広報宣伝及び行催事等について検討・調整及び実施・運営を行うものであり、幅広い専門的知識や豊富な経験が求められることから、本業務の契約にあたっては、企画力、経験及び業務体制等を含めた総合的な能力を評価するプロポーザル方式を採用する。

**2 業務の概要**

(1) 業務名

第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務

(2) 業務内容

別紙「第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運営業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

**3 業務費**

本業務に係る費用は183,830,000円（消費税及び地方消費税（10%を見込む）を含む。）以内とする。

ただし、観客誘致・広報宣伝、参加協賛関連事業については142,327,000円以内、行催事関連事業については41,503,000円以内とする。

**4 契約担当課**

第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局総務事業部催事出展課  
〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階  
T e l 082-512-2315、F a x 082-512-2319  
電子メール hiroshima@hananowa2020.jp

**5 全体スケジュール**

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ・ 公示日              | 令和元年6月12日（水）     |
| ・ 質問受付期限           | 令和元年6月18日（火）     |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限    | 令和元年6月18日（火）     |
| ・ 提案書提出期限          | 令和元年6月25日（火）正午まで |
| ・ 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和元年6月26日（水）     |
| ・ 審査結果通知           | 令和元年6月下旬         |

**6 応募資格**

この手続きに参加できる者は単独の法人又は共同企業体とし、それぞれ次の要件に該当する者とする。

ア 単独の法人の場合

次に掲げる事項について、要件の全てを満たしていること。

イ 共同企業体の場合

次に掲げる事項について、(1)及び(2)については代表者、(3)については構成員のうち1者以上、(4)から(10)については全ての構成員が要件を満たしていること。

【個別事項】

- (1) 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04広報・宣伝」及び「30-05催事・展示」に登録されている者であること。
- (2) 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (3) 全国都市緑化フェアの観客誘致・広報宣伝、行催事又はこれらに類する実施運営業務（旧広島市民球場跡地で開催された行催事等を含む。）に携わった実績を有すること。

【共通事項】

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び広島市契約規則第2条各号に該当していないこと。
- (5) 公募の日現在から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本件プロポーザルに参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
  - ② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (7) このプロポーザルに応募しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
  - ① 親会社と子会社
  - ② 親会社が同一である子会社
  - ③ 代表権を有する者が同一である会社
  - ④ 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
  - ⑤ 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
  - ⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社
  - ⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
  - ⑧ 社員が他の会社の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
  - ⑨ 組合とその構成員

- ⑩ 共同企業体又は設計共同体との構成員
  - ⑪ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
- (8) 次に掲げるものでないこと
- ① 全国都市緑化ひろしまフェア基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員
  - ② ①の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属するもの
- (9) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。

## 7 応募資格確認申請書の提出

### (1) 提出書類

- ① 応募資格確認申請書(様式1-1)1部
- ② 資本的関係・人的関係調書(様式1-2)1部
  - ア 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること。
    - (ア) 親会社等と子会社等
    - (イ) 親会社等が同一である子会社等
    - (ウ) 代表権を有する者が同一である会社等
    - (エ) 役員等が兼任している会社等
    - (オ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
    - (カ) 上記①から⑤までが複合した関係にある会社等
    - (キ) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
    - (ク) 社員が他の会社の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社
    - (ケ) 組合とその構成員
    - (コ) 共同企業体又は設計共同体との構成員
    - (サ) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

イ この書類を提出したことにより、アの(ア)から(サ)までのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が本プロポーザルに応募したときは、これらの者の応募を全て無効とする。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

### ③ 6の応募資格の(9)に該当していないことが確認できる書類

- ア 広島市税の納税証明書(写し可)1部
  - 広島市長が発行する市税納税通知書(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)
- イ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 本市に納税義務のない方は、広島市税の納税証明書にかわる申立書1部

- ⑤ 全国都市緑化フェアの観客誘致・広報宣伝、行催事並びにこれらに類する実施運營業務（旧広島市民球場跡地で開催された行催事等を含む。）に携わった実績を証明する資料（契約書及び仕様書の写し等）

(2) 提出期間

公示日から令和元年6月18日（火）までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

4の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

## 8 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式2のとおり

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本10部を提出すること。

イ 提案書の表紙（様式3）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（様式4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

オ 提案書提出後の訂正及び差し替えは認めない。

カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和元年6月25日（火）午前12時（正午）まで

イ 提出場所 4の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和元年6月18日（火）までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 4の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から土日を除き3日以内に質問者に直接回答し、4の契約担当課において、令和元年6月24日（月）までの土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。（最終日である令和元年6月25日（金）は午前8時30分から正午まで）

## 10 審査

(1) 審査方法

応募者による提案内容のプレゼンテーション（非公開）を実施し、第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運營業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づき、公正かつ客観的に審査・評価を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された提案書により、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 日時

令和元年6月26日（水）午後

② 場所

広島商工会議所ビル9階（広島市中区基町5番44号）

③ 所要時間

1者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）程度とする。

④ その他

プレゼンテーションの参加人数は1者あたり2名までとし、その際に備品等（例 パソコン、プロジェクター）の持ち込みは認めない。

※ 開始時刻等の詳細については、別途応募者に通知する。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	事務局長
副委員長	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	事務局次長
委員	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	総務事業部長
	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	施設運営部長
	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	総務事業部 総務広報課長
	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	施設運営部 施設課長
	第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会事務局	施設運営部 運営課長

(4) 受託候補者特定基準

【別紙－1】「受託候補者特定基準」のとおり。

(5) 受託候補者の選定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、実行委員会の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、

この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(6) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。(令和元年6月下旬を予定)

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに提案者名、各提案者の審査結果(順位、点数を含む。)を広島市ホームページにおいて公表する。

## 11 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 12 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者又はその役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者を、本件業務を履行するために受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

なお、上記に掲げる事業者を、本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方としていた場合は、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに実行委員会に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

## 13 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 提案書に記載した技術者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、実行委員会の了解を得なければならない。

(4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。

- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に準ずる開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 別紙「第37回全国都市緑化ひろしまフェア観客誘致・広報宣伝、行催事等実施運營業務仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式2を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。